

令和2年1月吉日

居宅介護支援事業所 各位

松原市地域包括支援センター  
徳洲会・社会福祉協議会

月額報酬の日割り請求にかかる適用の追加について（お知らせ）

平素は、当地域包括支援センターにおける各種事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について松原市が下記のとおり適用を追加されましたので、お知らせいたします。今後ともどうかよろしく願いいたします。

記

■追加内容（変更点）

対象サービス ・介護予防訪問介護相当サービス（独自）  
・介護予防通所介護相当サービス（独自）

事由	(新) 令和元年12月から	(旧) 令和元年11月まで
月途中で利用者と契約しサービス提供を行った時	<b>契約日からの日割り請求</b> 注) サービス提供日ではありません。	<b>月単位での請求</b> (定額)
月途中で利用者と契約を解除しサービス提供を終了した時	<b>契約解除日までの日割り請求</b> 注) 契約解除月でサービス利用が無い場合は請求対象になりません。	<b>月単位での請求</b> (定額)

●松原市ホームページ → 健康・福祉 → 福祉 → 高齢介護 → 介護保険  
介護予防・日常生活支援総合事業 → 総合事業に係るQ&A【令和元年12月更新】  
松原市ホームページ

[https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/kourei\\_kaigo/kaigohoken/4183.html](https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/kourei_kaigo/kaigohoken/4183.html)

●松原市地域包括支援センターホームページ → 事業者の皆様へ →  
『重要』月額報酬の日割り請求にかかる適用の追加について【松原市がホームページ内を  
更新しています。12/17更新(総合事業に係るQ&A)】

松原市地域包括支援センター  
QRコード

